４　第一項第四号から第八号までの報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

一・二　（略）

三　報告事由の発生の日（第一項第七号の報告にあつては、変更の予定日）

５　法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者が、法第六条第三項による観測施設の廃止の届出をしている場合には、当該廃止に係る第一項第六号の報告（第十条第二項第四号又は第四十七条第二項第二号に係るものに限る。）を省略することができる。

別記第５号様式（第51条関係）

（表）　（略）

（裏）

気象業務法抜粋
第38条　（略）
第39条　（略）
第41条　（略）
第42条　（略）
第47条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 一　第38条第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。 四　第41条第４項又は第６項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
第48条　（略）

（気象測器検定規則の一部改正）

第二条　気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（気象測器の種類） **第二条**　法第九条第一項の検定は、次の各号に掲げる気象測器の種類に応じて行うものとする。 一～二十一　（略） （登録の申請） **第三十七条**　法第三十二条の三の規定により法第九条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記した申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。 一～四　（略） ２　（略）	（気象測器の種類） **第二条**　法第九条の検定は、次の各号に掲げる気象測器の種類に応じて行うものとする。 一～二十一　（略） （登録の申請） **第三十七条**　法第三十二条の三の規定により法第九条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記した申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。 一～四　（略） ２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十一月三十日。次項において「施行日」という。）から施行する。

（気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

２　第一条の規定による改正後の気象業務法施行規則第五十条第一項第七号及び同条第二項第三号の規定は、施行日から二月を経過する日以後に同令第十条第二項第一号二の記載事項を変更しようとする場合について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする場合については、なお従前の例による。

４　第一項第四号から第七号までの報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

一・二　（略）

三　報告事由の発生の日

５　法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の規定により許可を受けた者が、法第六条第三項後段の規定による観測施設の廃止の届出をしている場合には、当該廃止に係る第一項第六号の報告（第十条第二項第四号又は第四十七条第二項第二号に係るものに限る。）を省略することができる。

別記第５号様式（第51条関係）

（表）　（略）

（裏）

気象業務法抜すい
第38条　（略）
第39条　（略）
第41条　（略）
第42条　（略）
第47条　次の各号のいずれかに該当する者は、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 一　第38条第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者 四　第41条第４項又は第６項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第48条　（略）